

エ・０・０（有効期間：令和11年3月末）
（保存期間：令和6年12月末）

一般(人少、地、刑企、捜一)第138号
令和6年5月27日

各 所 属 長 殿

山 形 県 警 察 本 部 長

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について（通達）

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組については、「子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について」（平成31年4月9日付け一般（生企、地、少、刑企、捜一）第148号。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところであるが、依然として、子供や女性が被害者となる性犯罪等が発生している現状を踏まえ、その前兆とみられる声掛け、つきまとい等について行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動（以下「先制・予防的活動」という。）を今後も推進していく必要がある。

各所属においては、下記のとおり、子供と女性を性犯罪等の被害から守るための先制・予防的活動を強力に推進されたい。

記

1 子供と女性を性犯罪等の被害から守るための体制の確保等

子供や女性を対象とする性犯罪等（子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪（犯罪手口資料取扱規則（昭和57年国家公安委員会規則第1号）第3条第8号に規定する性的犯罪をいう。）をいう。以下同じ。）については、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、また、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせている。

子供や女性を対象とする性犯罪等が被害者等の心身に与える影響の重大性等に鑑みると、その前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した段階でこれに対処し、先制・予防的活動を推進することが特に重要である。

本県では、警察本部人身安全少年課（以下「人身安全少年課」という。）が中心となり、警察本部関係各課と連携しながら先制・予防的活動を推進しており、警察署においても、先制・予防的活動の重要性を再認識するとともに、人身安全少年課との連携を密にしつつ、挙署一体となって同活動を迅速かつ継続的に行うこと。

2 先制・予防的活動の推進

(1) 情報の収集及び分析の強化

警察が把握するに至っていない声掛け、つきまとい等の事案については、未だに相当数あると思料されることから、同事案の把握に努めること。

把握した声掛け、つきまとい等の事案については、被害者等からの事情聴取、現場周辺での聞き込み等により行為者の特定に関する情報の収集に努めるとともに、人身安全少年課と情報を共有し、行為の手口、現場の特徴、類似事件との関連性等について、行為者の特定に資する分析を行うこと。

(2) 声掛け等に対する的確な警告措置等の推進

警察署は、人身安全少年課と連携し、その情報分析の結果に基づく、効果的なよう撃、行動確認等を行い、行為者の特定に努め、行為者を特定した場合には、子供や女性を対象とする性犯罪等を未然に防止する観点から、検挙又は指導・警告措置を的確に実施すること。

(3) 関係部門との連携の確保

声掛け、つきまとい等の情報は、各部門における各種警察活動を通じて把握される場合が多いことから、警察署においては署員に対する教養を徹底し情報の収集に努めること。

また、先制・予防的活動は、刑事部門における性犯罪等の捜査活動と密接に関連していることから、当該活動の推進に当たっては、刑事部門との情報共有等緊密な連携を図ること。

(4) 行政機関との連携の推進

声掛け、つきまとい等の発生状況等について、被害関係者の心情に十分配慮の上、捜査に支障のない範囲で、自治体、教育委員会、学校等の関係行政機関に対する情報提供を行うなど、行政機関との連携による被害防止に努めること。

また、発生した声掛け、つきまとい等への対処に間隙を生じさせないため、夜間や休日等における関係行政機関との連携が可能となるよう、警察と行政との連携体制の確保にも配慮すること。